公益社団法人日本地球惑星科学連合の共催、協賛及び後援に関する規則

平成24年9月28日　理事会制定

（趣旨）

**第１条**　この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合（以下「連合」という。）が、連合以外の地球惑星科学関連事業の共催、協賛及び後援することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第２条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　共催　行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての金銭的及び人的援助することをいう。

(３)　協賛　行事の趣旨に賛同し、必要に応じて金銭的及び人的援助することをいう。

(３)　後援　行事の趣旨に賛同し、必要に応じて人的援助することをいう。

（承認の基準）

**第３条**　理事会は、次の各号のいずれかに該当する行事について、共催、協賛又は後援することができる。但し、共催、協賛又は後援に伴い、連合に労務・財務負担が発生する場合、は、財務委員会と協議の上で、その決定を行うものとする。

(１)　連合の定款に定める公益事業活動推進上、有益であると認められるもの

(２)　連合の委員会又はセクションが行事の企画運営に積極的に参画しているもの

(３)　連合の加盟学協会が主催するもの

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる行事については、共催、協賛又は後援をしないものとする。

(１)　営利を目的とするもの

(２)　政治的又は宗教的な目的を有するもの

（申請）

**第４条**　連合の共催、協賛又は後援を申請しようとする者は、別に定める共催・協賛・後援承認申請書を、原則として行事の開催１箇月前までに連合会長宛に提出しなければならない。

２　理事会は、前項の申請書を受けたときは、速やかに承認するかどうかを判断し、通知するものとする。

（その他）

**第５条**　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会が別に定める。

**附　則**

（施行期日）

１　この規則は、平成24年9月28日から施行する。

別記

年　　月　　日

公益社団法人日本地球惑星科学連合　会長　御中

共催・協賛・後援承認申請書

 　　　　　　　　　　　　　 申請団体名：

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者住所：

 申請者名：

|  |  |
| --- | --- |
|  　　行事名（英訳名） |  　（英文公式名がある場合：　　　　　　　　　　　　　　）　会議の種類：（　□国内会議　　□国際会議　） |
| 　主催者名 |  |
|  開催日  | 　 　　　年　月　日（　）～　年　月　日（　） |
|  開催場所、所在地 | 　場所：　所在地：　 |
|  申請の種類 | □共催　 （企画又は運営に参画し共同で開催する）□協賛　 （趣旨に賛同し、必要に応じて金銭的・人的支援をする）□後援　 （趣旨に賛同し、必要に応じて人的支援をする）□その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  |
| 　金銭・人的援助　　の有無 | 無・有（具体的に：　　　　　　　　　　　　） |
| 行事趣旨 |  |
| 共催、協賛、後援等団体名(申請中も含む) |  |
| 　希望する共催・協賛　　・後援の名称 | 　□公益社団法人日本地球惑星科学連合　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
|  連絡先 (受理通知等送付先)　　　 | 　所在地：〒　団体名：　　担当者名：　 TEL：　　　　　　　　FAX： 　E-mail：　 |
|  参加費等 |  （　□無料　　□有料　） 参加予定人数　　　人 会員 　団体　　　　円　　個人　　　　円　　学生　　　　円 非会員 団体　　　　円 個人　　　　円　　学生　　　　円 |
|  会議のﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ |  http:// |

＊選択する項目については囲むか、チェックをお入れ下さい。

＊会議・行事の趣旨のわかる、開催案内、プログラム、組織委員会名簿、会議全体の予算、開催案内、プログラム等を添付して申し込み下さい。

＊原則として、経費や人的負担はいたしかねますが、必要あれば妥当性を判断しますので希望をお知らせください。

＊公益社団法人地球惑星科学連合の名称のほか、同セクション名や委員会名での共催・協賛・後援ができますので、ご希望をお知らせ下さい。

＊2013年12月19日理事会書式改正

地球惑星科学連合の共催、協賛、及び後援に関する覚え書き

平成23年７月31日　理事会

１．共催、協賛、又は後援の依頼にあたり、別紙申請書を会長宛に提出するものとする。

２．総務委員長は、申請が規則第３条の承認の基準を満たしているとことを確認した後に、理事会メール審議において１週間を目処に意見を求める。

３．理事・監事からの反対意見がないことを確認し、事務局は申請者に共催、協賛、又は後援の許可を会長名で回答する。

４．総務委員会は、事後の理事会において、共催、協賛、又は後援の承認結果を報告する。

５．原則として経費や人的負担はしないものとするが、必要性が認められる場合は理事会で判断する。

６．日本地球惑星科学連合共催（後援）のほか、希望があれば日本地球惑星科学連合○○セクション、日本地球惑星科学連合○○委員会、等の名称の使用を認める。

７．共催、協賛、及び後援の分類に適合しない場合は、その扱いについて依頼者と協議するものとする。